

○佐久市自然環境保全条例  
平成18年3月24日条例第16号  
佐久市自然環境保全条例

(目的)

第1条 この条例は、自然環境の保全に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の良好な生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境保全地区 自然保全地区及び環境保全地区をいう。
- (2) 自然保全地区 山岳、河川、森林、湖沼、草原等の所在する自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要なものとして市長が指定する地区をいう。
- (3) 環境保全地区 郷土的又は歴史的な特色を有する地区のうち、その地区の周辺的生活環境を含む自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要なものとして市長が指定する地区をいう。

(市の責務)

第3条 市は、自然環境の保全のため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 自然環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図ること。
- (2) 開発計画の策定及び実施に当たって自然環境を保全するために必要な調整の措置を講じ、緑地の積極的な造成を図ること。
- (3) 自然環境を保全し、その利用に関する施設の整備の推進を図ること。
- (4) 自然環境の保全に関する調査及び研究の推進を図ること。

2 市は、地域の開発及び整備その他自然環境に影響を及ぼすおそれのある施策の策定並びにその実施に当たっては、自然環境の保全（緑化の推進を含む。）が適正に行われるよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市が行う自然環境の保全に関する施策に協力するとともに、自ら緑化の推進等に寄与し、快適な生活環境の確保に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が行う自然環境の保全に関する施策に協力し、自然環境の破壊を防止するため、自然の改変を最小限にとどめるとともに、その責任において植生の回復その他適切な措置を講じなければならない。

(自然環境保全地区の指定)

第6条 市長は、自然環境保全地区を指定するときは、あらかじめ、佐久市環境基本条例（平成17年佐久市条例第110号）第21条に規定する佐久市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

2 市長は、自然環境保全地区を指定するときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

3 自然環境保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(変更及び解除)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、自然環境保全地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による自然環境保全地区の区域の変更又は指定の解除について準用する。

(自然保全地区内での行為の許可等)

第8条 自然保全地区内において、次の各号に掲げる行為で、規則で定めるものをしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、自然保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該自然保全地区内において既に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- (1) 建築物その他工作物の新築、改築又は増築（個人が行う行為で、当該個人の居住の用に供する住宅に係るものを除く。）
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採（個人が行う当該個人の生活のための伐採及び枯損木の伐採を除く。）
- (4) 土石類の採取
- (5) 前各号に掲げる行為に準ずる行為

2 前項の許可には、当該自然保全地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

3 自然保全地区内において、非常災害のために必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

4 次の各号に掲げる行為については、第1項及び前項の規定は、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が行う行為
- (2) 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）の規定に基づく許可又は届出を要する行為で、当該規定に基づき許可を得て、又は届出をして行われるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める行為

(環境保全地区内における行為の届出)

第9条 環境保全地区内において、前条第1項各号に掲げる行為で、規則で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、環境保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該環境保全地区内において既に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 前条第4項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

(勧告)

第10条 市長は、自然環境保全地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該自然環境保全地区内において第8条第1項の規定による許可を受けた者又は前条第1項の規定による届出をした者に対して、期限を定めて、当該行為の中止、原状の回復その他自然環境の保全のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をするときは、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かななければならない。

(自然環境保全協定)

第12条 自然環境保全地区内において、自然環境の保全を妨げるおそれのある行為として規則で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、市長と自然環境を保全するために必要な事項について自然環境保全協定を締結しなければならない。ただし、自然環境保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該自然環境保全地区内において既に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 第8条第4項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

(自然環境保全協定の履行の確保)

第13条 市長は、前条の規定により自然環境保全協定を締結したときは、当該協定に違反する行為をしようとし、又はしたと認められる者に対して、当該協定の履行の確保について必要な措置をとらなければならない。

(立入調査)

第14条 市長は、自然環境の保全のために必要な限度において、関係職員に自然環境保全地区内の土地に立ち入り、当該土地、当該土地にある物件若しくは当該土地において行われている行為の状況を調査させ、又は関係人に対し、指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項の規定に違反した者

(2) 第8条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

(3) 第11条第1項の規定による命令に違反した者

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第3項又は第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第14条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条に規定する自然環境保全地区の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。この場合において、同条の規定の例により行われる自然環境保全地区の指定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)からその効力を生ずる。

(佐久市自然環境保全条例等の廃止)

3 佐久市自然環境保全条例(昭和49年佐久市条例第11号)、臼田町開発基本条例(昭和48年臼田町条例第26号)、浅科村自然環境保護条例(昭和55年浅科村条例第4号)及び望月町開発基本条例(平成7年望月町条例第11号)(以下これらを「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例は、施行日以後に着手する行為について適用し、施行日前に着手した行為については、なお旧条例の例による。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお旧条例の例による。